

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年12月16日

鹿児島地方法務局霧島支局 登記官 米 田 嘉 和

記

意見又は資料の提出先

〒899-4332

霧島市国分中央3丁目42番1号

鹿児島地方法務局霧島支局

TEL 0995-45-4305

別紙

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
3416-2022-0001	始良市船津字小松53番1	墓地	305
3416-2022-0002	霧島市国分上野原テクノパーク1028番	山林	629